

三次市教育委員会議案第18号

三次市小中学校県費負担教職員の自家用車公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する訓令案を次のように提出する。

平成26年6月27日提出

三次市教育委員会教育長 児玉 一基

三次市小中学校県費負担教職員の自家用車公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する訓令（案）

三次市小中学校県費負担教職員の自家用車公務使用に関する取扱要綱（平成16年三次市教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、教員特殊業務（職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和26年広島県条例第24号）第36条第1項に規定する業務に限る。）に従事する際、承認簿の内容を確認できる計画書等を作成し、決裁を受ける場合は、承認簿の作成を省略することができる。

様式第2号中

「

	承認年月日	年 月 日
使用年月日	年 月 日（ ）	時から
時 間	年 月 日（ ）	時まで

」を

「

用 務 年 月 日	年 月 日 () から
時 間	年 月 日 () まで

」に、

「

通常の利用 機関を利用 し難い理由			
職員同乗者	職・氏名		
使用車種			
同乗する生徒の数	人	乗車定員	人
公務使用登録年月日	年 月 日		
備 考			

(注) 不用の文字は消すこと。

」を

「

職員同乗者 (職・氏名)	
同乗する 生徒の数	名
備 考	

(注) 不用の文字は消すこと。

異なる所属の職員を同乗させる場合は、「職員同乗者」欄
に所属名も記入すること。

」に改め

る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行前にしたこれらの行為は、この訓令の相当規定によって行われた行為とみなす。